11. 教育

〇長浜市がめざす教育の姿(基本方針)

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

6つの基本目標

- ・基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します
- ・基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します
- ・基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします
- ・基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます
- ・基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります
- ・基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

〇教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置される行政委員会で、 教育長と5人の教育委員をもって組織される合議制の執行機関です。

1. 教育長

板山 英信(任期 H30. 4. 1~R3. 3. 31)

2. 教育委員

3. 報酬月額

教育長 700,000 円 委員 50,000 円

〇学校教育

1. 小学校 令和元年5月1日現在

1. 小字校 节和元年5月1日3												1 76 14
区分	創立年	児童生 徒数	学級数	教皇	室数	教職	校地面積		建物面積(㎡))	体育館	プー
校名	相 工 十	〔 () 学級児	内特別支援 童数]	普通	特別	員数	(m²)	木造	非木造	計	(m²)	ル
長浜小	M4.9	856 (28)	33 (6)	32	18	49	30, 069	190	8, 134	8, 324	1,530	2
長浜北小	S29. 4	816 (24)	30 (6)	29	18	45	31,048	26	8, 005	8, 031	1, 498	2
神照小	M6.2	621	24 (5)	24	17	35	23, 764	-	6, 461	6, 461	1, 388	2
南郷里小	M8.5	572	21 (3)	21	14	33	19, 659	-	5, 687	5, 687	981	2
北郷里小	M8.12	190	8 (2)	8	20	17	17, 383	-	4, 774	4, 774	1,070	2
長浜南小	S42. 4	447 (10)	18 (2)	18	10	25	36, 033	1	6, 765	6, 765	1, 298	2
湯田小	M8.10	486 (13)	20 (3)	20	8	28	26, 088	1	6, 033	6, 033	1,067	2
田根小	M8.9	57 0	6	6	8	10	12, 832	-	2, 138	2, 138	755	1
浅井小	H26.4	233 (9)	12 (2)	12	9	20	15,611	-	3, 572	3, 572	1,060	2
びわ南小	M6.3	(3)	(2)	11	15	18	28, 556	1	5, 220	5, 220	1,092	2
びわ北小	M8.4	111	6	6	12	11	20, 173	1	3, 268	3, 268	788	2
虎姫小	M19.11	229 (7)	10 (2)	10	19	19	14, 679	-	5, 030	5,030	862	2
小谷小	M8.7	90 (2)	7 (1)	7	10	12	14, 753	-	2, 688	2, 688	734	2
速水小	M9.10	(6)	(3)	14	9	20	19, 653	-	4, 173	4, 173	1, 338	2
朝日小	M6.11	155 (5)	8 (2)	8	13	14	13, 960	-	5, 001	5,001	1, 128	2
富永小	M17.6	79 (4)	8 (2)	8	9	13	9, 636	-	3, 386	3, 386	880	2
高月小	M6.12	(3)	14 (2)	14	8	20	34, 064	1	4, 940	4, 940	991	2
古保利小	M34.4	85 (3)	7 (1)	7	8	13	22, 191	1	2, 968	2, 968	991	1
七郷小	M19.11	76 0	6	6	9	11	13, 256	ı	2, 865	2,865	845	1
杉野小	S4. 4	9	3	3	10	8	6, 761	ı	1,894	1,894	ı	1
高時小	M19.11	48 (1)	6 (1)	6	6	10	15, 648	-	1, 963	1, 963	544	-
木之本小	M44.4	193	10 (3)	10	14	21	13, 544	-	5, 278	5, 278	1, 176	-
伊香具小	M43.3	41	5 0	6	7	9	6,003	77	1, 798	1,875	469	-
塩津小	M19.11	78 (3)	6 (1)	6	10	11	17, 869	-	2, 815	2, 815	964	2
永原小	M39.4	98 (2)	8 (2)	8	13	13	12, 244	30	3, 646	3, 676	745	2
計		6, 418 (169)	308 (52)	300	294	497	475, 477	323	108, 502	108, 825	24, 194	40

2. 中学校

区分		児童生 徒数	学級数	教皇	室数	教職	校地面積		建物面積(㎡)	ı	体育館	プ
校名	創立年	,	内特別支援 徒数〕	普通	特別	職員数	(m²)	木造	非木造	計	(m²)	ル
西中学校	S22. 4	526 (20)	18 (3)	18	26	35	34, 797	-	6, 076	6, 076	1, 286	1
北中学校	S22. 4	700 (24)	25 (4)	25	19	45	29,640	-	7, 130	7, 130	1, 407	1
東中学校	S22. 4	238 (10)	12 (4)	12	28	27	27, 164	32	6, 094	6, 126	1, 106	1
南中学校	S22. 4	359 (10)	14 (2)	14	15	24	26, 595	-	4, 434	4, 434	1, 110	1
浅井中学校	S22. 4	449 (9)	16 (2)	16	16	31	46, 429	_	6, 120	6, 120	1, 178	1
びわ中学校	S22. 4	202 (9)	9 (2)	9	18	17	34, 143	141	4, 942	5, 083	1, 472	0
虎姫中学校	S22. 5	130	7 (1)	7	21	17	18, 863	-	4, 747	4, 747	1,567	0
湖北中学校	S23. 9	302 (6)	10 (1)	10	19	22	28, 462	1	4, 537	4, 537	1,503	1
高月中学校	S23. 7	263 (2)	11 (2)	11	16	22	29, 859		4, 920	4, 920	1, 938	0
木之本中学校	S22. 4	134	7 (1)	7	24	21	25, 732	1	5, 585	5, 585	1,992	0
杉野中学校	S22. 4	6	3	3	6	6	7, 731		1, 839	1,839	1, 142	0
西浅井中学校	S45. 4	94 (1)	5 (1)	5	19	14	25,074	_	3, 761	3, 761	1, 485	1
計		3, 463 (93)	140 (23)	137	227	292	334, 489	173	60, 185	60, 358	17, 186	7

3. 義務教育学校

区分	創立年	児童生 徒数 学級数		教室数		教職	校地面積		建物面積(㎡)	建物面積(㎡)		プー
校名	剧业平		内特別支援 徒数〕	普通	特別	員 数	(m²)	木造 非木造 計			(m²)	ル
余呉小中学校 (前期課程)	1100 4	80	7 (1)	10	1.4	12	50 101		10.000	10.000	0.004	9
余呉小中学校 (後期課程)	H30. 4	60	3	10	14	11	56, 101	_	12, 692	12, 692	3, 024	2

〇幼稚園・保育所・認定こども園

1. 幼稚園

平成31年4月1日現在

区分	創立年		園り	見数		学級	保育	職員	数	園地面積	建	物面積	(m²)
園名	剧业十	3歳児	4歳児	5歳児	計	数	室数	()内は	非常勤	(m^2)	木造	非木造	計
長浜幼稚園	M35.7	24	24	25	73	3	7	12	(5)	2,601	ı	1,398	1,398
長浜北幼稚園	S45.4	18	32	35	85	3	9	15	(9)	3,390	ı	1,603	1,603
長浜西幼稚園	S45.4	16	16	16	48	3	4	6	(0)	4,040	-	841	841
わかば幼稚園	S45.4	19	20	16	55	3	5	14	(7)	3,842	-	1,181	1,181
神照幼稚園	S43.4	31	39	37	107	6	10	17	(6)	7,003	32	1,875	1,907
南郷里幼稚園	S43.4	35	35	37	107	5	8	24	(9)	6,947	I	1,358	1,358
北郷里幼稚園	S45.4	5	8	8	21	3	5	9	(4)	4,630	ı	1,073	1,073
長浜南幼稚園	H22.4	1	10	6	17	3	3	7	(1)	3,308	-	600	600
湖北幼稚園	H26.4	13	20	21	54	3	6	9	(3)	8,779	1,262	-	1,261
計		162	204	201	567	32	57	113	(44)	44,540	1,294	9,929	11,222

※建物面積については、文科省基準の建物面積で、吹抜け、渡り廊下、自転車小屋、ピロティ、ポンプ小屋等は含まない。

(所在地)

長浜幼稚園	朝日町5番14号
長浜北幼稚園	三ツ矢元町19番24号
長浜西幼稚園	相撲町604番地6
わかば幼稚園	八幡東町520番地1

	神照幼稚園	新庄寺町480番地
I	南郷里幼稚園	新栄町626番地
I	北郷里幼稚園	春近町196番地1
I	長浜南幼稚園	加田町2727番地
I	湖北幼稚園	湖北町速水909番地2

2. 「幼稚園保育料」(平成31年度利用者負担額表)

※国の幼児教育・保育の無償化制度により10月から無償となる予定です。

**	頃となるアたじす。									
階層区分		算定基準	利用者(負担額 (円)						
第1階層	生活	保護世帯	0	(0)						
第2階層	市町	村民税非課税世帯	0	(0)						
第3階層	市町	村民税均等割のみ課税世帯	2,800	(0)						
先 3 阳 眉		ひとり親世帯等								
第4階層	所	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,500	(3,750)						
- 另 4 陌 / 眉	得 割	ひとり親世帯等	1,700	(0)						
第5階層	課税	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	10,500	(5,250)						
第6階層	額	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	12,000	(6,000)						

- 1. 同一生計内の最年長の子どもから順に数えて、入園している子が2人目の場合は半額、3人目以降は無料になります。
- 各階層の()内が第2子の金額になります。 2. 表中の「ひとり親世帯等」とは次に掲げる世帯をいいます。
- (2)「在宅しょうがい児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の 交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
- (3)「その他の世帯」……市長が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯

3. 保育所 平成31年4月1日現在

設置	園名	定員(人)	園児 (人		職員 ()非常	数(人) 勤:内数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所 在 地			
	北保育園	225	218	{0}	54	(10)	1,597.80	非木造 平屋	6,104	神照町596番地			
長浜	さくらんぼ保育園	130	82	{0}	31	(7)	866.10	非木造 平屋	2,978	西上坂町1158番地			
市	一麦保育園	80	56	{0}	22	(4)	607.25	非木造 平屋	2,002	湖北町山本3089番地			
	小 計	435	356	{0}	107	(21)	3,071.15		11,084				
	長浜梅香保育園	135	145	{0}	27	(12)	775.70	非木造 2階	1,978	三ツ矢元町17番25号			
	長浜梅香乳児保育園	39	33	{0}	20	(11)	481.11	木造 2階	1,095	三ツ矢元町24番3号			
	長浜愛児園	150	149	{1}	36	(19)	997.15	非木造 2階	2,891	八幡東町562番地			
社	長浜カトリック保育園	230	205	{1}	43	(16)	1,568.66	非木造 2階	3,221	南高田町47番地			
	ほいくえん ももの家	85	78	{1}	20	(7)	654.02	非木造 2階	1,400	大戌亥町1260番地			
会福祉	チャイルドハウス	190	112	{7}	33	(11)	1,724.04	非木造 2階	3,000	田村町1606番地			
法人	ひよこ乳児保育園	45	40	{0}	22	(7)	385.84	非木造 2階	663	小堀町66番地1			
	しらやま保育園	90	111	{0}	27	(12)	943.72	木造 平屋	5,290	加納町990番地			
	長浜学舎	180	150	{0}	35	(6)	1,306.63	非木造 2階	5,034	新庄中町207番地			
	速水保育園		71	{0}	21	(8)	902.28	非木造 2階	2,900	湖北町速水2277番地			
	小 計	1,234	1,094	{10}	284	(109)	9,739.15		27,472				
	市外委託		5										
	合 計	1,669	1,455	{10}	391	(130)	12,810.30		38,556				

※園児数・・・{ }内は市外からの受入れ児童数(外数)

4. 認定こども園 平成31年4月1日現在

設置	園 名		定員(人)	園児 (人		職員数 ()非常	数(人) 勤:内数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所 在 地
	六荘認定こども園	短時部 長時部	198	56 197	{0}	66	(19)	1,965.09	非木造 平屋	8,518	勝町491番地
	あざい認定こども園	短時部 長時部	336	106 305	{0}	86	(14)	4,840.55	非木造 平屋	20,870	大依町1232番地
	びわ認定こども園	短時部 長時部	169	49 160	{0} {0}	62	(16)	2,978.62	非木造 平屋	13,760	八木浜町26番地1
	とらひめ認定こども園	短時部 長時部	126	29 127	{0}	42	(9)	1,558.89	非木造 平屋	4,840	五村371番地1
長浜市	たかつき認定こども園	短時部 長時部	240	106 221	{0}	69	(14)	2,773.22	木造 平屋	11,154	高月町東柳野15番地1
111	きのもと認定こども園	短時部 長時部	142	44 127	{0} {0}	41	(5)	2,156.54	非木造 2階	6,786	木之本町木之本698番地2
	よご認定こども園	短時部 長時部	46	24 30	{0} {1}	21	(1)	1,576.02	非木造 平屋	8,602	余呉町東野363番地
	にしあざい認定こども園	短時部 長時部	74	30 67	{0} {1}	37	(9)	2,390.78	非木造 平屋	8,988	西浅井町塩津中2066番地
	短時部 小 計長時部 小 計		1,331	444 1,234	{0} {2}	424	(87)	20,239.71		83,518	
社	レイモンド長浜南こども園	短時部 長時部	78	6 74	{0} {1}	16	(4)	857.34	非木造 平屋	2,707	高橋町84番地
会福	レイモンド長浜こども園	短時部 長時部	94	4 90	{0}	22	(12)	600.73	非木造 平屋	2,140	南小足町324番地3
祉法	小谷こども園	短時部 長時部	141	14 121	{0} {1}	38	(22)	1,178.20	非木造 2階	6,217	小谷丁野町2481番地1
人	短時部 小 計長時部 小 計		313	24 285	{0} {2}	76	(38)	2,636.27		11,064	
	市外委託	短時部 長時部		1 0							
	合計	短時部 長時部	1,644	469 1,519	{0} {4}	500	(125)	22,875.98		94,582	

※園児数・・・{ }内は市外からの受入れ児童数(外数)

5. 保育所保育料(令和元年度利用者負担額表)

※国の幼児教育・保育の無償化制度により10月から すべての世帯の3~5歳児と住民税非課税世帯の0~ 2歳児については無償となる予定です。

	階層区分			甲者負担額					
			階層区分		育標準時			保育短時間	
				0, 1, 2歳児	3歳児	4,5歳児	0, 1, 2歳児	3歳児	4,5歳児
A	生	活保	R.護世帯	0	0	0	0	0	0
-11		п	VIIX III III	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	市	田木	 	3, 500	2,500	2, 500	3, 400	2, 400	2,400
В	11137	-14	1 24/069/FIRK/06 EE 111	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
ь		7 N. I	とり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		0.6	2. 分就医而导	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1/1/	华生	の額のみ課税世帯	9,800	8,500	8,500	9,600	8,300	8,300
C1	147	子口	107領の外球性世市	(4, 900)	(4, 250)	(4, 250)	(4, 800)	(4, 150)	(4, 150)
CI		71.1	とり親世帯等	4, 200	2,800	2,800	4, 100	2,700	2,700
		0.5	こり税世冊寺	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		10	, 600円未満	14,000	12,000	12,000	13, 700	11,700	11,700
C2		40,	,000日水间	(7, 000)	(6,000)	(6, 000)	(6, 850)	(5, 850)	(5, 850)
02			71. N MILLE ## AV	6, 300	4, 200	4, 200	6, 100	4,000	4,000
			ひとり親世帯等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1	48,	600円以上	21,500	18,000	18,000	21, 100	17,600	17,600
D1		72,	800円未満	(10, 750)	(9,000)	(9,000)	(10, 550)	(8, 800)	(8, 800)
וע			w 1 10 de 111 +++ Ade	6, 400	4,300	4, 300	6, 300	4, 200	4, 200
			ひとり親世帯等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1	72,	800円以上	27,000	23,000	23, 000	26, 500	22,600	22,600
D2	===	97,	,000円未満	(13, 500)	(11, 500)	(11, 500)	(13, 250)	(11, 300)	(11, 300)
DΖ	所得		72,800円以上77,101円未満で	8, 100	5, 400	5, 400	7, 900	5, 200	5, 200
	割		ひとり親世帯等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
D3	課	97,	,000円以上	34,000	27,000	24, 500	33, 400	26, 500	24,000
υз	税額	133	3,000円未満	(17, 000)	(13, 500)	(12, 250)	(16, 700)	(13, 250)	(12, 000)
D.4	碵	133	3,000円以上	38,000	29,000	26,000	37, 300	28, 500	25, 500
D4		169	9,000円未満	(19, 000)	(14, 500)	(13, 000)	(18, 650)	(14, 250)	(12, 750)
D.	İ	169	9,000円以上	45, 500	31,000	27,000	44, 700	30, 400	26, 500
D5		21	1,200円未満	(17, 000)	(15, 500)	(13, 500)	(22, 350)	(15, 200)	(13, 250)
D.C.	1	21	1,200円以上	52, 500	32, 500	28, 500	51,600	31, 900	28,000
D6		30	1,000円未満	(26, 250)	(16, 250)	(14, 250)	(25, 800)	(15, 950)	(14, 000)
D.5	1	30	1,000円以上	61,000	33, 500	29,000	59, 900	32, 900	28, 500
D7		397	7,000円未満	(30, 500)	(16, 750)	(14, 500)	(29, 950)	(16, 450)	(14, 250)
2.5	1			71,000	34, 500	29, 500	69, 700	33, 900	28, 900
D8	l	397	7,000円以上	(35, 500)	(17, 250)	(14, 750)	(34, 850)	(16, 950)	(14, 450)

^{1.} 各階層の下段()内は同一生計内の最年長の子どもから順に数えて、入園している子が2人目の場合の金額です。

³人目以降は階層にかかわらず無料になります。

^{2.} 表中の「ひとり親世帯等」とは次に掲げる世帯をいいます。

^{(1)「}ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 (ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。)

^{(2)「}在宅しょうがい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

^{(3)「}その他の世帯」…市長が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯

○学校給食センター

平成31年4月1日現在

施設名	所在地	建築年月	延床面積 (㎡)	調理能力 食数/日	提供食数 食数/日	提供 校園数	調理・ 運搬体制	調理場 形態	炊飯 設備
長浜南部 学校給食センター	南田附町535	H25. 3	4, 395. 16	9, 000	8,002	9幼稚園 10小学校 6中学校	民間委託	ドライ 方式	あり
長浜北部 学校給食センター	高月町高月684-1	Н30. 7	2, 952. 33	3, 500	3, 053	13小学校 5中学校 1義務教育学校	民間委託	ドライ 方式	あり
長浜北部 学校給食センター分室	西浅井町塩津中2074	H14. 3	749. 74	700	321	2小学校 1中学校	直営	ドライ 方式	あり